

事務連絡  
令和4年7月29日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の訂正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡  
令和4年7月29日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の訂正について

令和4年3月4日付け保医発0304第11号における「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」につきまして、別添のとおり訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

別添 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(令和4年3月4日保医発0304第11号)の一部訂正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和4年3月4日保医発  
0304第11号）の一部訂正について

別表1 II 歯科点数表関係の特定診療報酬算定医療機器の区分「歯科部分パ  
ノラマ断層撮影デジタル映像化処理装置」について、対応する診療報酬項目欄  
を以下のとおり訂正する。

- E100 歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織
  - 2 特殊撮影
    - △ロ 歯科部分パノラマ断層撮影